

大阪狭山市総合教育会議 第1回会議 議事録

1. 日 時 平成27年8月17日(月) 開会：午後3時 閉会：午後4時

2. 場 所 大阪狭山市役所 3階 委員会室

3. 出席者 大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市教育委員会

教育長 長谷 雄二

教育委員 山崎 貢

教育委員 瀬川 武美

教育委員 阪本 栄

教育委員 長瀬 美子

(事務局関係)

政策調整室長 高田 修

政策調整室企画グループ課長 田中 孝

政策調整室企画グループ主査 西野 公一

教育委員会教育部長 橋上 猛雄

教育委員会教育部こども育成担当部長 谷 富士男

教育委員会教育部理事 田中 典子

教育委員会教育部次長兼教育総務グループ課長 能勢 温

教育委員会教育部教育総務グループ課長補佐 荒川 郁代

(以上14名)

4. 傍聴者 2名

5. 会議の概要

(1) 開会

(2) 市長及び教育長あいさつ

(3) 案件

1. 大阪狭山市総合教育会議運営要領(案)について

2. 大阪狭山市教育大綱(案)の策定について

3. その他

(4) 閉会

○事務局(政策調整室長)

定刻となりましたので、ただいまから、大阪狭山市総合教育会議第1回会議を開催させていただきます。本日は、公私何かとお忙しい中、また暑さ大変厳しい中、本会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。厚くお礼申し上げます。私は、本会議の事務局を務めます大阪狭山市政策調整室長の高田でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。それでは、早速ではございますが、本日の会議次第の2番、古川市長からごあいさつをお願いいたします。

## ○市長

皆様、こんにちは。本日は、たいへんお忙しい中、招集をさせていただきました。各委員の先生方、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。大阪狭山市総合教育会議、第1回目の会議を開催させていただき運びとなりました。まずは、日頃からのこれまでの教育行政に対しまして、本当に皆様方のご尽力、ご貢献を賜っておりますことにこの場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

さて、この総合教育会議は、皆様もご存じのとおり、この4月1日に施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に規定されているものでございます。今回の法律の改正の大きなポイントといたしましては、教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」を首長が任命するということ、それと首長と教育委員会が協議・調整する場としてこの総合教育会議を設置して首長が招集すること、そして、教育の振興に関する「大綱」を首長が策定するということとなっております。今回の法律の改正の趣旨は、教育行政の責任体制の明確化と教育委員会の活性化とともに、首長が教育委員会と連帯して教育行政に責任を負うことであるというふうに認識をしております。

これからの大阪狭山市の将来を担う子どもたちの健全で健やかな成長のため、教育委員会と私、市長がそれぞれの責任と役割を果たしながら、これからの教育行政を進めていくことが重要であると認識をしております。本日は、第1回目の会議ということもあります。設置要綱等についてのご報告をさせていただきますほか、運営要領や大綱について、ご協議をいただく予定としております。皆様方の忌憚のないご意見をいただきますことをお願い申し上げます。簡単ではありますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## ○事務局（政策調整室長）

ありがとうございました。続きまして、長谷教育長からごあいさつをお願いいたします。長谷教育長、よろしくお願いいたします。

## ○教育長

先ほど、市長からお話がありましたように、第1回目の総合教育会議ということでございますので、私の方からの重なってのお話になると思いますが、あいさつをさせていただきます。

改正されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が、本年4月1日から施行され、新しい教育委員会制度がスタートいたしました。本市におきましては、5月18日に私が新たな制度のもと、教育長に任命され、新しい教育委員会制度が始まったわけでございます。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、首長との連携の強化を図ることなどを目的に改正されたわけでございます。新たに設けられました本日の「総合教育会議」は、教育施策を総合的に推進するため、市長と教育委員会が「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定、また「教育を行うための諸条件の整備」など、必要な事項について協議及び調整する場でございます。教育委員会は、教育行

政の執行機関として、引き続き責任を果たすわけですが、市長と十分な意思疎通を図り、本市における教育の課題や、あるべき姿を共有し、連携を強化することによって、より一層の大阪狭山市の教育の充実に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。市長主宰で行われます「総合教育会議」ではございますが、教育委員の皆様には、どうぞ忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。どうぞ本日はよろしく願いいたします。

○事務局（政策調整室長）

ありがとうございました。それでは、案件に入ります前に、本日、配布いたしております資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしております資料は、会議次第、資料1といたしまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）、資料2といたしまして大阪狭山市総合教育会議設置要綱、資料3といたしまして大阪狭山市総合教育会議運営要領（案）、資料4といたしまして大阪狭山市教育大綱（案）、資料5といたしまして平成26年度学校別（棟別階別）室温データ、以上の6点でございます。皆様、資料はお揃いでしょうか。

それでは、早速ですが、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思っておりますが、案件1に先立ちまして、基本的な認識を共有していただくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の概要につきましてご説明をさせていただきます。

○事務局（企画グループ課長）

事務局の企画グループ課長の田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の概要と、大阪狭山市総合教育会議設置要綱について、ご説明申し上げます。まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正についてでございます。資料1「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）」という文部科学省が作成した資料をご覧ください。この改正法は、平成27年4月1日から施行されております。この改正法の概要といたしましては、主に4つのポイントがございます。1つ目は、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、2つ目は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、3つ目は、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置、4つ目は、教育に関する「大綱」を首長が策定、以上の4点でございます。本日は、このポイントの3点目である「総合教育会議」の第1回目として、委員の皆様にお集まりいただいた次第でございます。また、後ほどの案件2におきまして、4点目の教育に関する「大綱」について、協議を行っていただきたいと考えております。

次に、「大阪狭山市総合教育会議設置要綱」について、ご説明させていただきます。資料2をご覧ください。第1条の部分ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、大阪狭山市総合教育会議の設置について規定しております。第2条では、総合教育会議の所掌事務について規定しております。第1号から第3号に掲げる事項についての協議及び調整事務を所掌することといたしております。第3条で

は、総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成することとしております。第4条では、総合教育会議は、市長が招集することなどについて、規定しております。第5条では、総合教育会議は、関係者又は学識経験を有する者から協議すべき事項に関して意見を聴くことができる旨の規定をしております。第6条では、会議の公開について規定しています。この第6条の規定に基づきまして、本市ホームページにより、傍聴を希望する人にご参加いただけるように周知をいたしております。その結果、本日、お二人の方が傍聴にいらっしゃっています。裏面をご覧ください。第7条では、市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、公表することを規定しています。第8条では、総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項について、その結果を尊重することを規定しています。第9条では、総合教育会議の庶務、第10条では委任について規定しています。なお、この要綱は、平成27年4月1日から施行しています。以上、簡単ではございますが、基本的な認識を共有していただくための説明とさせていただきます。

○事務局（政策調整室長）

ただいま、企画グループ課長から説明がありましたが、ご質問等ございませんでしょうか。

○委員

【特になし】

○事務局（政策調整室長）

ないようでしたら、早速、案件に入らせていただきます。

まず、「1. 大阪狭山市総合教育会議運営要領（案）」につきまして、ご説明をさせていただきます。

○事務局（企画グループ課長）

それでは、「大阪狭山市総合教育会議運営要領（案）」について、ご説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項におきまして、「総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める」と規定されております。具体的に申し上げますと、会議の運営に関しては、総合教育会議の構成員である地方公共団体の長と教育委員会の協議の結果、双方の合意をもって決定されるものであり、例えば、地方公共団体の長による招集手続、総合教育会議の事務局を担当する部署、議事録の作成及び公表に係る実施方法などについて、総合教育会議で定める必要がございます。そこで、本日、「大阪狭山市総合教育会議運営要領（案）」をご用意させていただきましたので、順にご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

第1条につきましては、大阪狭山市総合教育会議の運営に関し必要な事項を定める目的について規定をしております。第2条では、総合教育会議の招集方法について規定をしております。第3条では、総合教育会議を傍聴する者及びその者の遵守事項などについて規定をしております。第4条では、議事録に記載する内容及びその議事録の公表方法について規定をしております。第5条では、政策調整室に総合教育会議の事務局を置

くことを規定し、第6条では、この要領に定めるもののほか、必要な事項は総合教育会議が定めるという規定をしています。以上、「大阪狭山市総合教育会議運営要領(案)」について、ご説明させていただきました。委員の皆様でこの案についてご議論いただきまして、「大阪狭山市総合教育会議運営要領」として確定していただきますようよろしくお願いいたします。なお、附則としまして、この要領は公布の日から施行するとしておりますが、議論の後、確定していただきましたら、本日の「平成27年8月17日から施行する。」という規定にしたいと考えております。簡単ではございますが、説明は以上です。

○事務局（政策調整室長）

ただいまの「大阪狭山市総合教育会議運営要領(案)」についての説明につきまして、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

○教育委員

第2条の「招集」の件ですが、ここでは年何回とか、あるいは、何か月に1回とか具体的な回数が示されていないんですが、内規でもかまわないと思うんですが、年に何回ぐらいをお考えになっているのか、必要に応じてという場合もあろうかと思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

○事務局（企画グループ課長）

お答えさせていただきます。総合教育会議は、事務局案といたしましては、年2回程度開催させていただきたいと考えております。本日、第1回目ということで、8月に開催させていただいておりますが、通常といたしましては、年度当初の4月頃に1回、それと予算編成前の10月頃に1回、定例的に年2回開催させていただけたらと考えております。その他、臨時的に必要な場合は、別途、招集をかけた上で開催をしていきたいと考えております。

○教育委員

わかりました。

○事務局（政策調整室長）

他に何かご意見、ご質問はございますか。ないようでしたら、本件はご承認いただいたことにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

【異議なしの声】

○事務局（政策調整室長）

ありがとうございます。ご異議がないようですので、本件につきましては、原案どおりご承認いただいたことにさせていただきます。

続きまして、「2. 大綱の策定」について、ご説明をさせていただきます。

○事務局（企画グループ課長）

それでは、案件2の「大綱の策定」について、ご説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項におきまして、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地

域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」と規定されております。この条文の主旨は、地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など、重要な権限を有しています。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっております。これらを踏まえまして、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることによりまして、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしているものでございます。本市におきましても、この法律に基づき、「大綱」を策定する必要がございます。

さて、本市では、平成27年3月に、教育基本法第17条第2項に基づき、「大阪狭山市教育振興基本計画」を策定しています。この計画は、今後、本市がめざすべき教育目標を明らかにするとともに、学校園をはじめ、市民、地域、行政などすべての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取組みを推進することとしております。また、平成26年7月17日付けの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」という文部科学省初等中等教育局長からの通知におきまして、「地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって「大綱」に代えると判断した場合には、別途、「大綱」を策定する必要がない」とされております。事務局といたしましては、「大阪狭山市教育振興基本計画」において掲げている目標や、施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置付けることができると考えられますことから、本日、当該計画を基に取りまとめた「大阪狭山市教育大綱(案)」をもって、「大綱」としたいと考えております。

それでは、資料4の「大阪狭山市教育大綱(案)」をご覧ください。大綱(案)の構成といたしましては、「1. 基本理念」「2. 基本方針」「3. 施策の体系」、この3つにまとめています。大綱(案)の1ページをお願いいたします。「1. 基本理念」部分です。教育振興基本計画と同様に、基本理念といたしましては、「学びあい、つながりあい、未来に輝くひとづくり」とし、めざす子ども像としては、「自分らしく、いきいきと学び、さやまを愛する子」としてしております。2ページをお願いいたします。「2. 基本方針」といたしまして、これも教育振興基本計画と同様の5項目を掲げています。1つ目は、「これからの社会を生きぬく力を養います」、2つ目は、「安全で快適な教育環境を整備します」、3ページに移っていただきまして、3つ目は、「学校・家庭・地域が連携した教育を推進します」、4つ目は、「生涯にわたるスポーツ・学習活動を支援します」、5つ目は、「郷土愛を育み、歴史文化を振興します」としてしております。4ページには、「3. 施策の体系」として、基本理念、基本方針、重点目標を体系図として示してしております。この体系図についてご説明いたします。先ほども触れましたが、基本理念としては、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」、めざすべき子ども像として「自分らしく、いきいきと学び、さやまを愛する子」としてしております。この基本理念のもとに、基本方針の1点目として、「これからの社会を生き抜く力を養います」とし、そのもとに重点目標として、「(1)遊びを通して豊かに学ぶ乳幼児教育・

保育の充実」「(2)社会の変化に即した学びの展開」「(3)子ども理解と支援教育の推進」「(4)豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進」「(5)現代的課題に対応した教育の推進」「(6)教員の資質向上」の6点を掲げております。次に、基本方針の2点目として「安全で快適な教育環境を整備します」とし、そのもとに重点目標としまして「(1)教育指導体制の充実」「(2)教育施設環境の改善・充実」の2点を掲げております。次に、基本方針の3点目といたしまして「学校・家庭・地域が連携した教育を推進します」とし、そのもとに重点目標として「(1)家庭教育の充実」「(2)地域教育の充実」「(3)学校・家庭・地域との連携」の3点を掲げております。次に、基本方針の4点目として「生涯にわたるスポーツ・学習活動を支援します」とし、そのもとに重点目標として「(1)生涯スポーツ活動の推進」「(2)生涯学習や文化芸術活動の推進」の2点を掲げております。次に、基本方針の5点目として「郷土愛を育み、歴史文化を振興します」とし、そのもとに重点目標として「(1)歴史遺産の継承と活用」「(2)郷土愛の育成」の2点を掲げております。次に5ページをご覧ください。学校・家庭・地域が連携し、社会全体で学びを支援する大阪狭山市の「教育コミュニティづくりの推進」について記載しております。

以上のとおり、「大阪狭山市教育大綱（案）」をもって「大綱」といたしたいと考えておりますので、ご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○事務局（政策調整室長）

ただいまの「大綱の策定」の説明につきまして、何か、ご意見・ご質問等がございましたら、よろしくお願ひします。

○教育委員

2年ほどかけて、教育振興基本計画を多くの市民の方も参加していただいでつくりあげてきたものですし、私たち教育委員の方もこの間、何回か策定経過も聞いておりますので、それに基づいた基本方針を取りまとめていただいたということで、私はこれで大綱としてはいいのではないかと考えております。基本計画に基づいてこれからまた具体的な施策を考えていかなければならないと思うんですけども、大綱としては、こういう方針で結構だと思います。

○教育委員

この教育振興基本計画、これについてはいろいろと意見を述べさせていただきましたし、様々な専門家の方とか市民の意見も聞きましたし、これに基づいて大綱がつけられたということですので、私も結構かと思っています。

○教育委員

同様に大綱としては、これで十分だと思います。要望だけ少し述べさせていただいてよろしいでしょうか。この大綱に基づいて、それを具体化していくのが、これからの私たち教育委員にも課せられた使命かと思うんですが、例えば、めざす子ども像は本当にそのとおりだと思います。「いきいきと学ぶ」ということについては、今もいきいきと学ぶための努力を各小・中学校、幼稚園、保育所でされていると思うんですが、

大綱でいえば、学ぶということに喜びを抱くというのは、決して点数が上がったとか、合格をしたという外部評価だけではなく、本人の達成感といったものや、まさに学びの中でしかつくれないものだと思いますので、学ぶことに喜びを抱くことができるようなことが、この大綱から使命として、課題として出てきていると思います。

それからもうひとつだけ、生涯にわたるスポーツ学習活動の支援はたいへん重要だと考えています。もちろん、子どもたちの健やかな発達は教育の大事な課題ですが、狭山に住む方が生涯にわたって楽しみながら生活をするところができるというためには、スポーツや学習活動は非常に重要だと思います。私たち教育委員は行事のときには、スポーツですとか芸術の発表だとか見せていただいているのですが、なかなか日常のことを見せていただくことはないので、参加する機会の充実ということで、どのように広報を広げていくのかとか、今まで知らなくてなかなか参加する機会のなかった他から移住されてきた方にもチャンスがあるという形で、もちろん子ども、子育てをされている世代から高齢者まで、自分の興味に従って学び続けることができるような実現に向けて、この大綱をぜひいかした施策を打っていただきたいと思いますし、また、ご協力をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

#### ○教育委員

非常に立派な大綱をつくっていただいたと思います。この大綱の一番最後のほうに、教育コミュニティという図が掲載されておりますけれど、やはり連携は非常に大事で、ここに書いておられるようないろんな団体がございますので、有機的な双方向性で意見が言えるような、ぜひ具体的な施策を進めるような方向で連携を協調してやっていただきたいと思います。

#### ○市長

今回、先ほど委員からも話がありましたように、市民の声をもとにしてつくられた教育振興基本計画、これをもとにした大綱になっています。多くの市民が望んでいる教育行政、教育像というものがおそらく大綱に反映されているということでございますので、これも先ほど委員からもありましたようにどう具現化して、子どもたちに、若しくは子を持つ親、家庭、若しくは地域にどうそれを見える形で伝えていくかというのが、大きな我々の使命かなというふうに思っています。これまで大阪狭山市は、ある意味、「教育のまち」ということで、教育をひとつの売りにしてきたまちづくりをしていますので、この流れをここで決して変えるつもりは全くありませんし、さらにこれからも教育に力を入れていきたいという思いがありますので、この「総合教育会議」、ここで決まったことを確実に市民に伝わるような大きな流れをつくっていききたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○事務局（政策調整室長）

他にいかがでしょうか。本日、皆様にお示しいたしました大綱（案）につきまして、委員の皆様のご発言にもありましたように、ご賛同いただけたものと受け止めさせていただきました。

ご異議がないようでしたら、ただいまの議論の内容を踏まえて、「大阪狭山市教育振



興基本計画」の「基本理念」「基本方針」「重点目標」をもって、「大阪狭山市教育大綱」とすることにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○委員

【異議なしの声】

○事務局（政策調整室長）

ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。

○事務局（政策調整室長）

次に、「3. その他」について、教育委員会から説明をお願いいたします。

○教育委員会（教育部次長兼教育総務グループ課長）

それでは、教育委員会事務局からご説明申し上げます。

総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第1項におきまして、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」について協議及び調整を図るものとなっております。そのため、教育環境の整備といたしまして、小学校普通教室におけるエアコンの設置について、ご審議をお願いするものでございます。

学校施設は、子どもたちの学習の場であり、生活の場でもあり、1日の多くの時間を過ごす場でもあることから、これまで、児童・生徒の安全性を最優先に整備を進めてまいりました。小・中学校における耐震化工事は、本市では平成14年から手がけ、平成24年度にはすべての学校の耐震改修工事は完了しております。この耐震化工事に併せ、大規模改修工事ができるところは、同時に改修してきております。

次に、学校教育施設におきましては、耐震化工事に併せ、トイレの和式から洋式、湿式から乾式への改修を行いました。耐震化工事の必要が無かった第七小学校につきましても、昨年トイレ改修工事を実施いたしまして、現在、全ての小学校・中学校におきまして、トイレ改修工事が完了しております。

エアコンの設置につきましては、中学校からエアコンの設置を進めてまいりました。特別教室のみならず、すべての普通教室においても平成24年度と25年度の2か年で、エアコンの設置を進めまして、現在中学校では、エアコン設置率は100パーセントでございます。

今回、議題としてお願いいたしますのは、小学校の普通教室におけるエアコンの設置についてでございます。この課題につきまして、市議会の会派の垣根を超えて、多くの議員から設置に向けた質問を頂戴してまいりました。

教育委員会事務局といたしましては、昨今の夏の暑さは、昔とは比べものにならないことから、設置に向けた検討を重ねてきたところでございます。よろしく審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○事務局（政策調整室長）

ただ今、教育委員会事務局の方から説明がございましたが、本日、配布されております資料につきましてもご説明願います。

○教育委員会（教育部次長兼教育総務グループ課長）

資料5をご覧ください。お手元に配布いたしましたのは、平成26年の6月及び7月における、各小学校の棟別、階別の教室の温度を測定したものでございます。この年、去年ですけれども、天候が不順で、比較的、雨の日が多かったにもかかわらず、文部科学省令で定める教室の温度である「30度以下」を超える日、要するに部屋の温度が30度以上になった日が、7月に入って目立ち始めました。そして、すべての小学校において、「30度以上」を記録していることがわかりました。以上でございます。

○事務局（政策調整室長）

それでは、ただ今の説明に基づきまして、皆様から意見をいただきたいと思っております。

○教育長

この問題につきましては、6月定例月議会でご質問をいただき、ただ今教育委員会事務局から説明のありましたとおり、すべての小学校で文部科学省令で定める教室の温度である「30度以下」を超えているという状況は、子どもたちにとって決して良好な環境とは言えない。そして、小学校の普通教室へのエアコンの設置は必要である、という答弁をさせていただいたところでございます。

ただ、ご存じのように、教育委員会の所管にかかわる事項に関する予算を執行する権限は市長にありますことから、新しく設置されましたこの「教育総合会議」において協議していただくようお願いしたいと思っておりますと、併せて議会で答弁させていただいたところでございます。

○教育委員

確かに最近の夏は、年々異常になってきておりまして、今、いただきました資料を拝見いたしましても、本当に30度を超える日が増えています。そんな中でもひどいのが36度近く上がっているところも出てきているようです。たまたま、私、32度の室温を体感しまして、窓を開けたのですが入ってくるのが熱風でして、温度が全然下がらなかったんですね。とてもそこに居れるような状況ではなかったですね。おそらく素人ですけれども、地球の温暖化というのは、ますます進行しているのではないかと思いますので、子どもたちの教育環境をより良いものにするという観点からは、エアコンの設置は必要だと思います。ただ、現状の認識として、確認の意味でお伺いしたいのですが、小学校では、現在、どういう設置状況にあるのか、普通教室以外も含めてよろしくお伺いしたいと思っております。

○教育委員会（教育部次長兼教育総務グループ課長）

まず、本市の状況でございます。普通教室につきましては、小学校では、東小学校の府道美原河内長野線沿いの教室につきましては、騒音対策といたしまして冷房機能のみのあるクーラーを設置しております。また、図書室、保健室、音楽室、コンピューター教室の特別教室につきましては、すべての小学校の教室においてエアコンを設置いたしております。さらに、支援教室につきましては、徐々にではございますが、整備を進めてまいりました。最低でも各学校の一つの支援教室につきましては、エアコンの設置は完了しております。設置率でございますが、普通教室と支援教室で

15.08%、特別教室につきましては40.21%でございます。

○教育委員

エアコンの設置が完備されていないという状況ですけれども、夏の暑さ対策については、どのようなことをされてきたのか教えていただきたいと思っております。

○教育委員会（教育部次長兼教育総務グループ課長）

まず小学校における暑さ対策といたしましては、平成24年度までに、すべての教室に扇風機、一つの教室に4台、設置しております。また、校庭の芝生化を進めたり、ゴーヤなどを植えることで緑のカーテン作りなどを行ったりしてまいりました。

さらに、朝に窓や扉を開放し風を取り入れ、定期的に気温を測定し、日中はこまめに水分補給の機会を設け、熱中症等が発生しないよう細心の注意を払いながら、暑さ対策を進めてまいりました。

○教育委員

先ほど、市長の方からも大阪狭山市は、教育のまちとして、私も自負しているのですが、教育には随分力を入れてきたと思っております。この何年かも教育予算も随分たくさんいただきまして、子どもたちの教育環境の整備には、随分力を入れてこられたと思っております。そこで、南河内地区の他の市町村での普通教室でのエアコンの設置はどんな状況なのかを教えてください。

○教育委員会（教育部次長兼教育総務グループ課長）

まず、南河内地区の小学校の普通教室におけるエアコンの設置状況でございます。データは今年の最新のものではなく、昨年調査のものとなりますのですが、羽曳野市、藤井寺市、河内長野市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村におきましては、すべての市町村で、支援教室を除きましては0%ということになっております。

次に大阪府内の市町村の例でございますが、設置100%の市と町が、茨木市、高槻市、島本町、摂津市、枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市、それに泉佐野市と田尻町と、13市町となっております。

○教育委員

そうすると、北高南低ですね。北の方が随分設置されているのですね。びっくりしました。南河内のほうは0ということですが、本市と同人口規模の交野市や四條畷市でも100%設置していることで、随分驚きました。

○教育委員

ただ今教えていただきましたように北部の方では、100%エアコンを設置しているところがそれだけあるということを考えますと、本市の教育環境の整備については、先進地から見れば、必ずしも進んでいるとは言えない、遅れているという考え方もできると思います。

○教育委員

疑念があれば当然検討すべきことだとは思いますが、子どもの体温調節や体調管理の面から、ご質問させていただきたいのですが、エアコン設置するとなるとある程度の期間、使用することになると思うのですが、特に低学年、1年生、2年生の子ども

もたちの体温調節や体調管理の面からエアコンの部屋で学習をするということで、心配なことがないのかどうか、ないのであれば検討していただく方がよいと思うのですが、少しお聞かせいただければと思います。

○教育委員

子どもたちが休憩時間に校庭で汗を流して一生懸命運動をする、また、冷たい教室に戻るということにつきましては、成長期の子どもさんにとっては健康上よくないのではないかといった考え方も一方ではあるかもしれません。ただ、現在のこのような暑さを考えますと、適度な温度設定をするということであれば、問題はないのではないというふうに考えます。

○教育委員

先ほど、事務局の説明の中で、市議会では会派を越えてエアコン設置を要望する、あるいは保護者の方からも要望があると聞いているのですが、本市の場合は、騒音対策やあるいは特別教室、支援学級にも徐々にエアコンは整備してきたという説明でした。しかし、普通教室のエアコン設置は今までちょっと無理ですと市議会では答弁してきたように記憶しているのですが、これまでの答弁の内容をちょっとお聞かせ願えますか。

○教育部長

小学校の普通教室のエアコンの設置につきましては、平成23年3月議会で、当時の吉田市長の方から、小学校へのエアコン整備について、「私はクーラーは考えていません。小さい子どもなどは、特に休憩時間に校庭で汗を流して、また冷たい部屋に戻るということは、成長期の子どもたちには健康上よくないという風に私は思っています」とこういう答弁されてまいりました。したがって、この23年の市長答弁を基本に、教育委員会としましてもこれまで答弁してきました。しかしながら、昨今の夏の暑さは尋常でないことから、この1～2年につきましては、「教育環境を整えるうえで、ハード面、ソフト面での課題が山積しており、すぐに、すべての普通教室にエアコンを設置するのは困難であります。他の事業の進捗状況も勘案しながら検討を深め、教育環境の向上に努力していきたい」と、これまで答弁してまいりました。

そして、先ほど教育長から説明がありましたように、教育長としてはエアコンの設置は必要であるとの6月議会で答弁されています。このようなことから、今回、総合教育会議でのご審議をお願いするものでございます。

○教育委員

わかりました。そうしますと、教育委員会事務局としても、あるいは教育長としてもエアコンの必要性は認めていると。このようなお考えでよろしいですね。

○教育部長

エアコンは、教育環境を良くする、子どもたちの学ぶ環境を少しでも整備する意味から、必要な整備であると認識をいたしておりますと同時に、また、熱中症の対処としては非常に効果があるものであると認識をしております。

○教育委員

昨今の暑さを考えてみますと、エアコンの設置は私も必要であると考えています。このことにつきましては、教育委員の中でも日頃から話をしているのですけれども、多分、他の委員も同様のお考えを持っているのではないかと思います。皆さんいかがですか。

#### ○教育委員

先ほどの説明を聞いておりますと、南河内の各市町村では、小学校の普通教室にエアコンは設置されていないということですので、本市が近隣の他市町村に先んじてエアコンを設置することは、あまり好きな言葉ではないですけれども、いい意味での差別化ということで、本市の学校教育に対する評価を第三者側から見て、より良くしていただけるということにつながっていくのではないかなというふうに思います。

#### ○教育委員

私も同様の意見ですが、良いことで特徴を出していくことは大事だと思っています。大阪狭山市は、早くから中学校での学校給食を実施してきて、このことが近隣の両親の保護者の方からうらやましがられていますし、大阪狭山市に住み続けたいと思う、子どもを通わせたいと思う特徴のひとつにもなっています。そういう魅力的な施策に関しましては、できるだけ可能なところ、適正な規模の市であることを利用して、こまわりが利くことを利用して、もし可能でしたら小学校のエアコンも入れていただいたら、大阪狭山市の教育の特徴になると思いますので、ぜひ、進めていただければと思います。

#### ○教育委員

私も、子どもさんたちの教育環境を整備するという観点から、小学校普通教室におけるエアコン設置は、必要な施策であるというふうに考えています。大阪狭山市は、子育て支援を重要な施策のひとつに掲げておられて、こども園の創設、ぽっぽ園の開設など、子育てにやさしいまちづくりをこれまで展開してきたと考えております。小学校の普通教室にエアコンを近隣の他市町村に先んじて整備することは、子育てにやさしいまちづくりを更に進め、教育環境の整備に力を入れているということ、アピールするという意味でも、いい施策であると思います。

#### ○教育委員

これまで、本市の場合は、他市に先駆けて教育施設の耐震化なんかも早く取り組んできました。それから学校の大規模改修もいま第三中学校で始まっていますが、これもどんどん進めていただいていますし、中学校のエアコンも早くからやっています。次は、やはり小学校のエアコンかなと思っています。厳しい財政だとは思いますが、なんとか苦心して小学校のエアコン設置に財源を割り当てていただいたらたいへんありがたいと思っています。

#### ○市長

これまで教育委員さん皆さんのご意見を拝聴させていただきました。それぞれのお立場で、子どもたちの健康の成長面からの視点であったり、若しくは、他市との動向の比較であったりとか、様々な視点、観点からご意見をいただきました。私が皆さん

のご意見を拝聴していただき、皆さん、小学校のエアコン設置については、ご賛同していただいていると受け止めました。私も、6月議会で、議員さんから質問をいただきまして、「子どもたちの教育環境を今より良くしていきたい、充実していきたい、という気持ちはあるのですが、将来にわたっての財源確保をどうしていくのかということと、これを重点的に考えないとこの問題も解決できません」という旨の答弁させていただいております。財政的なことをいいますと、当然、7つ小学校がある中で、普通教室にそれぞれ設置していくとなりますとかなりの費用がかかるということになります。当然その初期投資、初期に設置してからのランニングコスト、年間電気代とかかかってきます。その後は維持管理、若しくは更新をしなければならない。いろいろと考えていきますと、この財政的な問題をどうクリアしていくのかというのが最後にくる大きな問題になってきています。ただ、先ほど委員の皆様からもありました。この暑さは、尋常ではないくらい暑さが続いてきておりますので、とにかく教育環境を充実若しくは整備するという観点、そして大阪狭山市の教育に力をいれているまちだというこの特色を出すという意味からも、大阪狭山市の全小学校普通教室におけるエアコン設置というものを、最優先で進めていきたいというふうに思いました。

ただ、財源の措置という部分におきましては、これは市長部局といいますか、私の方にお任せいただきたいというふうに思います。7つ小学校があります。中学校のエアコン設置はもう完了してはいますが、3つの中学校に設置するにしても、2年かけて、2年計画で設置をしたということですので、この7つの小学校の普通教室におけるエアコン設置につきましても、しっかりと計画を立てて、どこの小学校、若しくはどこの階から設置していくのか等も含めまして、教育委員会の事務局、そしてまた、総務部局ともに調整しながら、今後のその方向性といいますか、計画につきましては示していきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○教育委員

教育委員会としてありがとうございます。ただ今市長から、小学校の普通教室のエアコン設置を最優先に進めていただくというたいへんうれしいお話がありました。どうか、子どもたちのより良い教育環境を保つためにも、順次、進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

#### ○教育委員

私の方からも重ねてのお願いですが、小学校・中学校を通じて100パーセントのエアコン設置ということになりますと、先ほど言ったことと重複しますが、近隣の他市町村と比べますと、いい意味での差別化が図られる。そうしますと、もう一方で今までやってきました小学校・中学校を通じた完全給食の実施と並びまして、子どもの健康ということにとっても配慮して、より良い学習環境づくりに本市は力を入れているんだという、そういう特徴、教育施策になると思います。確かに、財源の問題は、私も個人的にはたいへんだなと思っております。ただ設置すればよいというだけではなくて、先ほど市長がおっしゃったように維持管理、ランニングコストがかかってきま

すので、たいへんだと思いますけれども、本市の子どもは本市の未来をつくっていくわけですから、本市にとっての有効な税金の活用になるのではないかと、未来への投資になるのではないかと思います。それからもうひとつ、エアコン設置というのは、今、決まりました大阪狭山市の教育大綱の基本方針の「2. 安全で快適な教育環境を整備します」とあります。この後半の「快適な教育環境を整備します」ということの実施になるとと思いますので、まず大綱が決まって速やかな第1号実施ということでぜひ実施していただきたいというふうをお願いいたします。

○教育委員

当然、財源の問題は無視できないですが、ぜひ、一刻も早く子どもたちが快適な環境の下で学習できるような環境づくりをしていただきたいと思います。

○教育長

ありがとうございました。今年3月に策定いたしました大阪狭山市教育振興基本計画でも、重点施策に「教育施設環境の改善・充実」を掲げ、主な取組みの一つに「学校園施設の整備・改修」の項目に、「順次、空調施設の整備を図り、より一層学習しやすい快適な環境の整備を図ります」と、教育振興計画に書き込みました。他市の例を見ますと、クーラーやエアコン設置等により教育的な効果が表れるということは、明白であるというふうにお聞きしております。全小学校の普通教室にエアコンを設置することで、今後、未来を担う子どもたちの教育環境のみならず、いろんな教育保障ということで、担当グループも、今後、いろんな事業を展開していけるだろうと考えております。本市のこの計画が、先ほどの市長のご英断で、このように数年の間に早期に整備される運びというふうにご認識しており、たいへんうれしく思っております。どうもありがとうございます。

○事務局（政策調整室長）

以上で小学校普通教室におけるエアコンの設置につきましては、協議が整ったと受け止めさせていただきました。今後、市長部局と教育委員会部局が連携を図りながら、事務実施に向けて調整を図っていくこととなります。どうもありがとうございます。

この際でございますので、その他、皆様方から何かご意見・ご質問などはございませんでしょうか。

○教育委員

質問ですが、やはり3階が暑いのですか。

○教育委員会（教育部次長兼教育総務グループ課長）

直射日光が当たりますので、どうしても気温が高くなっています。

○教育委員

市役所でもやはり上の階が暑いのですか。

○教育委員会（教育部次長兼教育総務グループ課長）

暑いです。

○事務局（政策調整室長）

その他にございませんか。なければ、これで本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたる熱心な意見交換を行っていただきました。また、各案件について、ご議論を深めていただき、誠にありがとうございました。皆様方のご協力によりまして、議事が終了できましたことを厚くお礼申し上げます。それでは、これもちまして、平成27年度大阪狭山市総合教育会議第1回会議を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。